

最低賃金

『日本労働研究雑誌』編集委員会

働いているにも関わらず賃金が低く低所得に陥っているいわゆるワーキングプアの問題が脚光を浴びるに当たって、最低賃金が所得分配に果たす役割に注目が集まりつつある。

2007年の最低賃金法の改正では、地域別最低賃金を不可欠のセーフティネットとして位置づけるとともに、その決定にあたり生活保護との整合性に配慮すべきことが明示的にうたわれている。くわえて、2009年9月に政権に就いた民主党は、総選挙において、すべての労働者に適用される全国最低賃金（800円を想定）を設定し、かつ最低賃金の全国平均1000円を目指すことを、マニフェストにおいて主張していた。最低賃金の引き上げに対する政策的な関心は非常に高まっているといえる。

しかしながら、新政権に対する国民の期待はマニフェストの遮二無二な実現ではなく、貧困問題に対する有効な政策的な対応を実現していくことにある。最低賃金の引き上げは、そのための数ある手段の一つにすぎない。同時に、最低賃金は、労使間で労働力の対価を決める場合の下限を定めるものであり、労働者の生活保障を直接の目的としているわけではない。その役割を整理して冷静な議論を行うことが望まれる。

最低賃金の引き上げは低賃金労働者の生活改善に役立つのか、あるいは貧困問題の解消に役立つのか、これらの疑問にこたえるためには日本の最低賃金制度はどのような制度で、実際上どのように運営されているのかをまず正確にとらえる必要がある。そのうえで、最低賃金の引き上げは企業にどのように認識され、雇用に対してどのような影響を与えるのか。また、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者は本当に貧困世帯の構成員なのか、を問う必要がある。

また日本の最低賃金は先進諸国の中で比較的低水準でとどまってきたため、日本の歴史から学べることには限界があり、すでに高い水準の最低賃金を施行している国々での経験や議論を知ることも重要だ。く

わえて最低賃金が唯一無二の貧困対策ではない以上、おもに税制を通じた他の再分配の仕組みとの比較において、最低賃金の政策としての性能を評価する必要もあろう。

以上のような問題関心を持ちつつ最低賃金に関する分析も徐々に進みつつあるが、最低賃金研究にかかわる研究者は社会科学諸分野に分散し、学術分野ごとに研究がすすめられてきた傾向が強く、政策を論ずるための学術的な基礎が包括的な形で発表されていたとは言い難い状況があった。この状況認識を踏まえ、この特集では各分野の研究者に、分野ごとの研究成果と自身の最先端の研究結果を他分野の研究者や政策担当者にも理解できるかたちで取りまとめてもらうように依頼した。

まず大橋論文は最低賃金法の理念や目的を歴史的な背景を踏まえつつ解説したうえで、現在の制度を、運用の実際、審議会での交渉の過程までふくめて解説している。日本の最低賃金の現状を国際比較の観点も入れながら評価する一方で、自身の地方最低賃金審議会公益委員としての経験も踏まえて、ランク制のもとでは目安額が低めに設定される傾向が出ることや、地方最低賃金審議会で目安額から離れた最低賃金引き上げ額を決めることが難しい事情を説明している。

次の玉田論文は日本における最低賃金額の決定プロセスについての枠組みを紹介したうえで、中央最低賃金審議会において目安の決定に影響を与える要素や、地方最低賃金審議会での目安からのかい離がどのような要素によって引き起こされているかを統計分析をもとに明らかにしている。分析結果は最低賃金の引き上げ幅は平均賃金上昇率によってほぼ自動的に決まっただけで、政治的な判断が入り込む余地が少なかったことを示唆している。

最低賃金の引き上げが議論される際に高い最低賃金が雇用を抑制してしまうのではないかと懸念がしばしば表明される。坂口論文においてはまず最賃引き

上げにより、理論上考えられている雇用面での影響（雇用量の増減など）について、海外の実証研究等を交えて整理している。そのうえで、独自のアンケート調査を用いて、どの程度の企業が最低賃金の存在を、認識・意識しているかを報告し、半数以上が額さえ認識していない実態を報告している。また、最低賃金を意識して雇用を抑制した経験がある雇用主は少数しかない。しかしながら、賃金水準そのものが最低賃金に近い地方部においては、最低賃金を意識している雇用主が増え、さらに最低賃金を意識して雇用を抑制した経験があると答える雇用主が増えることを明らかにしている。

次の川口・森論文では、最低賃金労働者の所属する世帯の世帯所得を分析し、最低賃金の賃金分布や雇用への影響を論じている。独自の分析を含めた既存の研究のサーベイ論文となっているが、最低賃金労働者は必ずしも貧困世帯の世帯主ではない点を指摘し、有効な貧困政策といえるかについて疑問を投げかけている。また、最低賃金の引き上げが若年男性や中高年既婚女性の雇用を抑制することも指摘している。

国際的にみると日本における最低賃金は低位で推移してきたため、最低賃金が引き上げられた際に何が起るのかをわが国の歴史からのみ学ぶのは難しく、諸外国での経験を的確に理解する必要がある。また、各国の経験から日本への政策的含意を導き出すためには各国の最低賃金の決定プロセスについての理解が欠かせない。

笹島論文は自由な経済取引を重んずる米国にいかん最低賃金制度が根付いていったのかを議会や裁判所といった多数のアクターとの関連で紹介し、近年では連邦の最低賃金のほかに州別最低賃金や市・郡別の生活賃金が重要な役割を果たすようになっている現状を報告している。また、最低賃金労働者が必ずしも貧困世帯の世帯主ではないという研究成果も紹介している。

続く三谷論文は最低賃金が国際的にみて高い水準に設定されているフランスの経験を包括的に紹介している。制度の解説の後でフランスの労働力調査のマイクロデータを用いた分析を自ら行い、最低賃金の引き上げが雇用を減少させることを明らかにしている。また所得格差の主な要因は時間当たりの賃金格差ではなく、

労働時間の格差にあることを指摘し、最低賃金の引き上げによる時間当たり賃金率の平等化は所得格差の是正にあまり役立たないことを指摘している。これらの現状を踏まえて就業促進的な税・社会保障制度改革が進んでいることも報告されている。

根本論文は最低賃金法を持たないドイツにおいてほかの法制度がいかんその代替的な機能を果たしてきたかを解説している。とくに使用者団体に加盟していない使用者や労働組合に加盟していない労働者に労働協約の拡張を認める一般的拘束力制度の仕組みを解説し、その実効力の低下とそれに対する法的な対応を紹介している。しかしながら、それらの法的な対応にも限界があり、結果として最低賃金法の制定が政策課題として浮上していることを紹介している。

特集最後の小林論文は数ある貧困対策の中で最低賃金政策が占める位置を生活保護制度、負の所得税並びに給付つき税額控除との関連において評価している。貧困削減という一つの政策目標があるときにいくつかの政策手段の望ましさを順位づけるためには何らかの指標あるいは基準が必要であるが、小林論文では政策に投じられる支出に対してどれだけ貧困削減が達成されたかを示す費用対効果の指標や就労インセンティブといった基準を紹介し、どの指標・基準を採用するかで政策手段の望ましさを順位づけが異なることを説明している。

本特集に掲載された論文は日本の最低賃金が比較的非政治的なプロセスを経て実体経済の動向を反映するように定められてきたことを明らかにしている。今後、政治的な判断により大幅に引き上げられた時に有効な対貧困策として機能するかに注目が集まるが、わが国の過去の経験や他国の経験から、否定的な見解を示す論文がこの特集には多いといえる。しかしながら、特集号全体として最低賃金を上げるべきであるとか、留め置くべきであるとか特定の政策を支持する意図はない。あくまでも議論の前提となる学術的な知見を提供することが目的である。本特集が今後の最低賃金政策を論ずる際の基礎を提供しているならば幸いである。

責任編集 川口 大司・中窪 裕也・堀 有喜衣
(解題執筆 川口大司)